

# 第 1 章 総則

## 第 1 条(名称)

本会の名称は、要求開発アライアンス(Requirement Development Alliance)とし、略称を ReDA とする。

## 第 2 条(目的)

本会は、「要求開発宣言」の理念に立脚し、「要求開発」という新しい知的分野の確立と普及のための諸活動をおこなう。

## 第 3 条(ドメイン)

本会ホームページの URL は、<http://www.openthology.org/>とする。

# 第 2 章 会員

## 第 4 条 (種別)

本会の会員は、「要求開発宣言」に賛同し、その理想の実現を志す個人であることを前提とする。

## 第 5 条 (入会)

1. 新規に会員になるためには、1名以上の会員の推薦を必要とする。
2. 入会の申請事項及び手続きは本会ホームページにて定める。

## 第 6 条 (脱会)

1. 会員は、脱会しようとするときは、本会ホームページにて定める手続きにて、任意に退会することができる。
2. 1年以上、活動が無いと判断される会員は、退会したものとみなす。但し、やむを得ない理由があるときにはこの限りでない。

## 第7条（協賛法人）

1. 当会の目的に賛同する法人は、協賛法人となることができる。
2. 協賛法人は、当会に対して営業利益を求めないことを条件として、任意に賛助費を負担することができる。
3. 第5条（入会）第1項及び第6条（脱会）の規定は協賛法人に準用する。この場合において、「会員」とあるのは、「協賛法人」と読み替えるものとする。

## 第3章 役員

### 第8条（種別）

本会に次の役員を置く

1. 役員は総会において、会員より互選し、総会の承認を得るものとする。
  - (1) 理事 3人以上 10人以内
  - (2) 監事 1人
2. 理事のうち1人を理事長とする。

### 第9条（選任）

1. 理事および監事は、総会において会員の内から選任する。
2. 理事長は理事より互選する。
3. 理事及び、監事は、相互に兼ねることができない。

### 第10条（職務）

1. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
2. 理事長は、本会を代表し、業務を統括する。
3. 理事長は、理事会を代表し、業務を執行する。
4. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は、欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
5. 監事は、監査の職務を行う。

### 第11条（任期）

1. 役員の前任期は、通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

#### 第 12 条(報酬)

役員は、無報酬とする。

## 第 4 章 会議

#### 第 13 条(会議の実施)

1. 本会は、年に 1 回以上、総会を開催する。
2. 総会は会員によって構成される。
3. 総会はインターネット上での運営も可とする。
4. 総会は理事長が召集する。
5. 総会の議長は理事長がこれに当たる。

## 第 5 章 解散

#### 第 14 条(解散)

本会は、第 2 条に示した本会の目的を果たしたとき、総会において、出席会員数の 3 分の 2 以上の議決を得て解散する。

#### 第 15 条(残余資産の処分)

本会の解散の場合、残余資産は、本会と類似の目的を持つ他の法人又は、団体に寄付するものとする。

## 第 6 章 規約の変更

#### 第 16 条(規約の変更)

この規約は、総会において、出席会員数の 3 分の 2 以上の議決を得た場合、変更できる。

以上